

第6号議案

長岡京市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

長岡京市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長岡京市条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年2月18日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国の人事院規則の改正に準じた変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長岡京市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>【削る】</p> <p><u>(7) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) 【略】</p> <p>イ・ウ 【略】</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)</u></p> <p>第14条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) 【略】</p> <p>イ・ウ 【略】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにならなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第15条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p><u>第16条 【略 条の繰下げ】</u></p>	<p>【加える】</p> <p>第14条 【略】</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。